

令和5年小樽市議会第1回定例会

市長提案説明

令和5年第1回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

私が昨年8月の市長2期目に就任させていただいてから、約半年が経ちました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や、国際情勢等を背景とした原油価格の高騰や物価の上昇による影響に対し、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、継続して感染症対策に努めるとともに、家計負担の軽減や地域経済の活性化に向けた取組に力を注いでまいりました。

いまだ感染症の収束をはっきりと見通せる状況にはありませんが、一方で、全国的な旅行機運の高まりや入国制限の解除などを背景に、市内でも海外の方を含む観光客を数多く目にするようになってきており、春からは国際クルーズの受入再開が予定されているなど、多くの人々を魅了するコンテンツを有する、本市の観光復活の兆しが見えてきています。

歴史や港といった本市が持つ魅力は、人を惹きつけ、まちの将来を照らしてくれる光であり、このまちの貴重な財産です。

昨年10月に行った市制施行100周年記念式典や長寿企業表彰においても、本市の歴史の重さに改めて思いを致したところですが、たゆみない努力と熱意によって発展に尽力された先人の方々の偉大さに勇気づけられるとともに、受け継がれてきた財産を活かしながら、次世代を担う子どもたちへと、しっかりと引き継いでいかなければならないとの決意を新たにいたしました。

これらの財産が持つ魅力を更に磨き上げ、未来の主役となる子どもたちに引き継

ぐため、次に申し上げる3つの重点的な取組を通じて「選ばれるまち」を目指し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

1点目は、「人口対策」です。

真っ先に取り組まなければならない本市の課題は、何といたっても人口減少問題であり、高齢化が進む本市においては、社会減に歯止めをかけることが非常に重要であります。

そこで、「子育て」「しごと」「移住」の3つの対策を柱に、この問題に取り組んでまいります。

子育てに関しましては、国は今年4月にこども家庭庁を発足させ、子どもや子育てに関連する施策を一体的に推進することとしておりますが、市民にとって身近な行政主体である地方自治体においても、子どもや若者、子育て世帯が、安心して生活を営み、将来に向けた展望が持てる地域社会を実現することが肝要であります。

本市としても、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、保育料引き下げをはじめとした子育て世帯の負担軽減や支援、安全に過ごせる子どもの居場所確保などにより、子どもを生み育てたいという方々の希望の実現につなげる施策を進めるとともに、学習環境の改善や教育現場における体制強化などにより、快適で充実した学校生活を実現し、子どもたちが持つ可能性を花開かせる環境が広がっていくよう、学校教育や子どもの活動に関する施策を前進させてまいります。

また、雇用・所得の創出に向け、中小企業への支援をはじめとした地域経済の活性化支援、創業の促進、企業誘致の推進に向けた取組を進めるほか、新たに就職を希望される方の地元定着を後押しし、若い世代の方々が本市で安心して働くことができる環境づくりを推進してまいります。

さらに、移住の促進の取組としましては、今月、小樽商工会議所内に「おたる移住・起業『ひと旗』サポートセンター」を開設し、これにより、移住と起業に関する相談にワンストップで対応する体制が整えられたところですが、新年度において

も、移住相談への対応や、職業紹介、居住に当たっての支援など、本市への移住等に対する様々な面での支援策を継続しつつ、情報発信などの取組の強化を図り、転入増加に直接つなげていく施策を更に前進させてまいります。

2点目は、「時代や社会の変化への対応」です。

我が国全体で見ても、人口減少に伴う生産年齢層の縮小や、東京圏と地方との転出入の不均衡が深刻な課題となっておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響も背景として、デジタル・オンラインの活用の急速な進展や、ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する、大変革期が到来しようとしています。

このような中、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、地方が抱える社会課題の解決にデジタルの力を活用することを掲げており、本市においても、デジタル技術の活用により、便利で快適に暮らせる社会の実現に向けた取組を進めるとともに、市の業務の効率化やコストの削減に資する取組に努めてまいります。

また、デジタル化と並ぶ大きな社会変革の動きとして脱炭素化がありますが、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロを目指している本市では、再生可能エネルギー導入の方向性や基本方針の策定作業を進めるとともに、足下にも目を向け、早期に始められる取組を着実に進めることにより、脱炭素社会の実現に向けた歩みを止めることなく、確実に前進させてまいります。

さらに、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい社会の実現を目指して、パートナーシップ制度の導入とその啓発に努めるなど、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

3点目は、「魅力を活かしたまちづくり」です。

運河や石造倉庫群といった歴史的な建造物で形成される個性的な街並みや、人や

物の流れの拠点となる港など、本市は多くの人々を魅了する貴重な財産を有しています。

冒頭にも申し上げたように、これらの財産をより魅力あるものとし、次世代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

そのため、認定されれば道内で初となる小樽市歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組や、歴史的建造物の保存・活用を図る取組など、歴史的な景観を活かしたまちづくりや、人々が集い、交流できる空間を整備した港づくりや、クルーズ船の誘致などの取組を進めてまいります。

また、北海道新幹線に関して、新駅周辺のまちづくり推進や、利用促進に向けた取組など、開業効果の波及を図り、未来を見据え、小樽の魅力をもっと磨き上げていくための取組を進めてまいります。

このほか、本年は、歴史ある街並みを象徴する小樽運河が竣工から100年を迎える年であり、運河100周年に関連した民間イベントが開催される予定であることから、市としても、これらの事業の成功に向けて協力していくとともに、小樽運河の歴史と魅力を多くの方々に広く知っていただく契機となるよう、機運を盛り上げてまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化を背景に歳入動向が予測しにくい中で、原油価格の高騰に加え、労務単価や建築資材価格などの物価上昇の影響により、例年以上に歳出増が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が続くものと想定されました。

しかしながら、そのような中であっても、最重要課題である「人口対策」や、「時代や社会の変化への対応」としての自治体DXの推進、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進めるため、これらの取組に予算を重点的に配分したところであります。

以上を踏まえ、まず、歳入につきましては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた「実質的な地方交付税」は減少するものの、市税や地方消費税交付金が増加し、一般財源ベースの総額では前年度より増加するものと見込んでおります。

一方、歳出につきましては、「人口対策」などへの重点的な予算配分や、公共施設の燃料・光熱費などの経費が膨らんだことにより増額が生じた一方、定年延長に伴う退職手当の減少や、市債残高の減少に伴う公債費の減少などにより、一般財源ベースの総額では前年度より減少するものと見込んでおります。

この結果、財源不足の額は前年度より減少するものの、引き続き不足額が生じることから、財政調整基金の取崩しなどによる財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

予算編成に当たっては、市民の暮らしを支える施策や、地域の将来を見据えた施策を進め、このまちで子どもを生き育てたい、移り住みたい、仕事を始めたいとお願いいただける、魅力あふれるまちを目指すとの決意を込め、新年度予算全体のテーマを「安心で、思いや希望がかなう『選ばれるまち』へ」と掲げております。

それでは、当初予算に計上した主な事業の概要に関し、先ほど申し上げました「人口対策」、「時代や社会の変化への対応」、「魅力を活かしたまちづくり」の3つの重点取組と「その他の主要事業」に分類して御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

はじめに、重点取組の1つ目、「人口対策」についてであります。先ほど申し上げましたように、この対策といたしましては、「子育て」「しごと」「移住」の3つを柱として取り組んでまいります。

まず、第1の柱「子育て」に関しまして、安心して子育てできる環境づくりの取

組を申し上げます。保育に関する家計負担を軽減するため、保育料の引下げと第2子の完全無償化を実施するほか、病児保育について、課税世帯までを含めた利用料の完全無償化を実施します。引下げ後の保育料の適用については、令和5年9月を予定しております。

保育士の業務負担軽減と利用者の利便性向上のため、市立保育所に保育業務支援システムを導入するとともに、同様のシステムを導入する民間保育所等に対し整備に必要な経費の一部を補助し、保育所等におけるICT化を推進します。

また、保育施設の送迎バスにおける園児の車内置き去りを防止するため、安全装置の設置に必要な経費を補助するほか、市内の認定こども園等が実施する園舎の建替えや、防犯設備の交換に必要な経費の一部を補助し、園児の安全確保と保育環境の改善に努めてまいります。

妊娠期以降の支援策としましては、双子や三つ子などの多胎妊婦の方の妊婦健康診査について、通常を受診回数を超えて受診が必要となる場合の費用を助成するほか、新たに産婦健康診査に要する費用を助成します。

また、幼児の弱視等を早期に発見し、早期治療につなげるため、3歳児健診においてより精密な検査を実施するための機器を整備します。

このほか、日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある児童が、保育所等を利用できるよう、看護師等の派遣による支援体制を整備するほか、児童の発達に関する相談支援については、専門員を増員して体制強化を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

保育従事者の確保に関しましては、人材の定着や市外からの移住・定住の視点も踏まえ、新規に就労した保育士等に対し一時金を支給することとし、人員不足の解消を図り、入所待ち児童の解消に努めてまいります。

ひとり親家庭等の中学生を対象として、学習支援や困りごと相談対応などの支援を行う「おたる子ども未来塾」については、将来の社会的自立に向け、中学卒業後も学習や生活支援を行うことが重要との観点から、今年度に引き続き、試行的に、

受講歴のある高校生も対象として実施します。

子どもの居場所の確保に関しましては、銭函小学校放課後児童クラブの新築建替えを行い、子供たちが快適な環境で安心して過ごせるよう整備するほか、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、7か所の公園において、子育て世帯をはじめ地域の方々からお聞きしたアンケート結果を踏まえて、遊具などの更新を行います。

学校教育体制や環境の充実に関しましては、スクールカウンセラーの増員などにより、児童生徒を取り巻くいじめや不登校などの課題に対する相談支援体制を強化するほか、市内全小中学校に校務支援システムを導入し、教員の業務負担を軽減するとともに、児童生徒に必要な指導や支援が行える環境づくりを進めます。

学校図書館については、環境整備や蔵書の充実に向け、司書の増員を行うとともに、新年度から3か年で集中的に蔵書を整備します。

中学校の部活動については、新年度から拠点校方式を導入するに当たり、生徒の拠点校への移動に対する支援を行います。

学校施設については、桂岡小学校において校舎等の耐震補強工事を行うほか、忍路中央小学校におけるふるさと学習の充実を図るため、学校菜園等の整備を進めます。

このほか、学校給食に関しましては、保護者や児童等から提供回数増の要望が多く寄せられている米飯給食について、現在より回数を増やして提供することとし、必要な食器具を整備します。

次に、第2の柱「しごと」に関しまして、雇用・所得の創出の取組を申し上げます。

はじめに、創業の促進に関しましては、新規創業者に対し事務所等の賃貸料や内外装工事費を補助する創業支援事業において、30代までの新規創業者を対象に内外装工事費の補助限度額に加算を設け、若者の創業支援を強化します。また、創業支援セミナー「小樽商人塾」の講座内容の充実を図り、新たに創業入門セミナーを

開設するほか、より実践的な内容となるよう見直します。

若者の地元定着対策に関しましては、高校生や大学生などを対象とした企業見学会や説明会などについて、参加者側からの要望を踏まえて実施内容を一部見直しつつ、引き続き実施し、若者の就職率向上と地元定着を図ります。

企業誘致の推進に関しましては、ITベンチャー企業等のサテライトオフィスの誘致を推進するほか、札幌市などから市内への企業進出が続いている傾向を踏まえ、札幌圏の企業を対象として設備投資動向調査を実施します。

中小企業の支援と商店街の振興に関しましては、後継者不足による廃業を抑制するため、事業者の課題把握のための実態調査や事業承継に関するセミナーを開催し、支援を強化します。また、中小企業振興会議からの提言を踏まえて今年度実施したパッケージ作成支援について、支援事業の対象となった3商品についてSNSや商談会でのPRを実施します。

このほか、空き店舗を活用して店舗の開設や増設拡張等を行う場合の家賃の一部や内外装工事費の補助について、対象事業者や対象区域を拡大し、空き店舗対策の強化を図ります。

小樽産品のブランド化や販路拡大に関しましては、小樽水産加工グランプリの受賞商品のフォローアップのためのPRや商談会を実施するほか、事業者が消費者ニーズを把握しながら商品を開発できる取組を実施します。

このほか、海外販路拡大のため、職員による中国青島市の現地視察等を実施し、小樽港の定期コンテナ航路を活用した販路拡大に向けた取組を進めます。

次に、第3の柱「移住」に関して、移住の促進の取組を申し上げます。

移住希望者に対しましては、引き続き移住体験ツアーを実施し、「おたる移住・起業『ひと旗』サポートセンター」との連携により相談窓口機能を強化するとともに、新たに市内の発達支援事業所や保育所、宿泊施設などと連携した親子ワーケーションを実施するほか、移住者ミーティングの実施により、移住者同士のコミュニティ

形成を支援し、定住の後押しを図ります。

また、移住情報サイトや首都圏での移住フェアの活用などにより、情報発信の取組強化を図るとともに、移住に対する支援金や、住宅取得費等に対する補助金についても引き続き実施することで、本市へ移住しようとする方への後押しを更に進めてまいります。

ただいま申し上げました「子育て」「しごと」「移住」の3つの対策を柱として、子育て環境の充実や雇用・所得の創出に取り組むことにより、主に若年層の転出抑制に務めながら、これらの取組と一体となった移住促進策を展開し、住み続けたい、移り住みたいと感じていただける「選ばれるまち」を目指してまいります。

次に、重点取組の2つ目、「時代や社会の変化への対応」についてであります。

はじめに、デジタル技術を活用したサービスの向上に関しましては、本市への各種申請などをオンラインで行える行政手続について順次拡大を図るほか、AIを活用した24時間365日対応の質問自動応答システムや、保育所等の入所選考事務を迅速化し、利用者サービスの向上を図るシステムを導入します。

また、市立図書館では、令和6年度からの運用開始を目指し、学校図書館との連携強化等に向けたシステム更新を行います。

このほか、デジタル化が進む社会の中で誰一人取り残さないための取組として、高齢者の方などを対象としたスマホ教室を開催します。

デジタル技術を活用した業務の効率化に関しましては、会議資料等の電子化によりコスト削減や業務効率化を図るため、ペーパーレス会議システムの導入を進めるほか、民間企業に蓄積されたビッグデータの活用により、人々の移動状況等をリアルタイムに分析し、効果的な施策やEBPM（根拠に基づく政策立案）の推進を図るための実証事業を行います。

また、大気中の窒素酸化物を測定する装置の更新に当たって、記録装置をデジタ

ル化することにより、業務の効率化を進めます。

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進としましては、再生可能エネルギー導入の方向性やその活用の基本方針を定めるため、現在、将来ビジョンや導入目標等の検討を進め、小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編の策定に取り組んでいるところですが、新年度においては、当該計画の内容も含め、本市の環境施策全体を総合的に推進していくため、第2次小樽市環境基本計画の策定作業を進めてまいります。

また、足下の取組として、市役所本庁舎の暖房設備配管等の断熱化や、学校給食センターの照明機器のLED化などにより、燃料や電気の使用量を削減し、CO₂排出量とランニングコストの抑制を図るほか、省エネ最適化診断を新たな施設においても実施し、更なる省エネ施策を推進していくことで、脱炭素社会の実現に向けた取組を確実に前進させてまいります。

このほか、性的マイノリティーの方々にとっても暮らしやすいまちとするため、令和6年1月を目指してパートナーシップ制度の導入を進めるなど、多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、重点取組の3つ目、「魅力を活かしたまちづくり」についてであります。

「歴史」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、本市の歴史を体現するとともに大きな観光資源ともなっている歴史的建造物について、これまでも市としてその保全と活用に取り組んできたところですが、歴史と文化を活かしたまちづくりをより一層推進するため、新年度からの2年間をかけて、小樽市歴史的風致維持向上計画の策定を進めることとし、この中で、歴史文化遺産の保全・活用を重点的かつ一体的に推進する区域の設定や、国の制度を活用した各種支援などについて検討してまいります。

また、日本遺産に関して、「候補地域」として認定されている「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」について、令和6年度の日本遺産認定を目指し

て、小樽市日本遺産推進協議会と一体的に取組を進めるとともに、既に認定を受けている2つの日本遺産についても、引き続きストーリー及び構成文化財を活用した取組を進め、本市の強みである歴史と文化を活かしたまちづくりに努めてまいります。

小樽運河100周年に関連した取組としましては、「小樽運河100周年プロジェクト」と題して9月から12月まで行われる予定のロングランイベントについて、実行委員会と連携して開催への協力を進めていくとともに、本市では3度目の開催となる、10月の「第46回全国町並みゼミ小樽大会」についても、多くの方々が街を見つめなおし、将来に向けたまちづくりについて考える機会となるよう、主催者との連携により機運を盛り上げてまいります。

また、国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店について、建物の保存・活用を図るため、引き続き保存修理工事を進めてまいります。

「港」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、小樽港に関する取組として、第3号ふ頭において、クルーズ船受入環境の充実を図るため、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁改良工事を継続し、ふ頭基部のにぎわい空間の創出を図るため、緑地や小型船だまりの整備を継続していきます。

これらの事業に合わせて、多目的ホールを備えた観光船ターミナルの整備を進め、観光船利用者の利便性の向上を図るとともに、港のにぎわい創出を図ります。

また、第3号ふ頭基部の整備等に伴って解体される港湾室庁舎について、新たな整備を進めます。

小樽港では、昨年、2年10か月ぶりとなるクルーズ船の寄港がありましたが、新年度においては、水際対策の緩和措置を受けて、外国船の寄港も見込まれております。本格的なクルーズ船の運航再開に向け、小樽港へのクルーズ船誘致活動や受入体制強化の取組を進めるほか、日本海に面する港を有するほかの4つの地域と共同での誘致活動を実施し、日本海側クルーズの寄港

促進とブランド化を図ってまいります。

新幹線を活用したまちづくりに関しましては、新駅の利用促進に資する立体駐車場などの基本設計等を実施するほか、「北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会」において、市民投票も踏まえて新駅の駅舎デザインを選定するなど、開業効果の拡大と開業機運の醸成を図ってまいります。

主要事業の最後として、そのほかの主な事業について申し上げます。

まず、各種災害に備えた消防、防災、除排雪体制の充実に関しまして、高規格救急自動車2台を更新し、救急体制の充実を図るとともに、消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車1台を更新し、地域の消防力強化を図るほか、これまでアナログ回線を使用していた災害状況案内サービスについて、光回線を使用することにより、同時接続回線を増強するなど、災害情報の提供体制を強化します。

また、消防庁舎内に災害時の拠点となる施設を整備し、大規模災害に対応できる受援体制の確立を図るとともに、災害時に自力での避難が困難な方の避難を支援するため、名簿等の作成を進めてまいります。

冬期間の市民生活と経済活動を支えるため、これまで同様、効率的な雪対策を推進することはもとより、「バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪」を重視し、予防保全的に早めに作業を行うとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪車両を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

魅力ある観光の推進に関しましては、本市観光の課題である時間消費型観光の推進に向け、観光協会との連携による夜の観光振興事業の取組を強化し、市内に宿泊する観光客の方に対し夜の観光情報を提供する事業を開始するほか、今年度から実施している「おもてなし力」向上の取組に関し、新年度から3か年をかけて「小樽版おもてなし認証制度」の構築に取り組みます。

また、最近では本市へ観光に訪れた外国の方も多く目にし、外国人観光客の需要

回復の兆しを実感しているところですが、今後のインバウンドの本格的な回復を見据えて、経済団体との連携により、シンガポールをターゲットとした営業活動を実施するほか、現地旅行会社を招へいするなど、積極的な誘致活動を進めてまいります。

一方、国内観光客の面では、教育旅行において、歴史まちづくりを進めてきた本市への需要の高まりが見られますことから、教育旅行誘致の取組を強化し、更なる誘致促進に努めてまいります。

健康づくりと高齢者の生きがいがいづくりの推進に関しましては、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、引き続き、10月末までの早期受診者全員にQ U Oカードを贈呈するとともに、電話による受診勧奨などの取組を強化するほか、特定保健指導へのICT活用も進めてまいります。

また、望洋台、朝里、銭函などの東南部地区を担当する東南部地域包括支援センターについて、利用ニーズの高まりを踏まえ、職員を1名増員して支援体制を強化するほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、現在の3圏域から市内全域に拡大しての実施を予定しており、健康寿命の延伸に努めてまいります。

持続可能な交通ネットワークの構築に関しましては、並行在来線の代替バスの協議に地域の皆さんの意向を反映するため、現在検討中の市内のルートを体験いただくバス運行実験を実施します。

また、コミュニティ活動の支援としましては、昨今の燃料費や物価高騰による町内会活動への影響を緩和する暫定措置として、町会活動支援補助金を交付し、支援に努めてまいります。

森林整備の推進に関しましては、森林環境譲与税を活用し、森林管理が困難な所有者の意向に基づき、管理権の市への計画的な集積を進めるほか、旭展望台のバイオトイレ設置や、令和5年度が最終年となる、おたる自然の村の木製アスレチック遊具の更新を進めます。

公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化に関しましては、新総合体育館の

内部配置や事業手法などの具体的内容を定める基本計画を策定するほか、老朽化した塩谷地区の市営住宅の集約建替えを進めるため、新塩谷B住宅の基本設計と実施設計を行います。

また、市民会館の舞台設備や、葬斎場の火葬炉の改修など、施設の延命化の取組を進めてまいります。

ふるさと納税の促進に関しましては、引き続き返礼品の掘り起こしなどを進め、より多くの寄付をいただけるよう努めるとともに、企業版ふるさと納税サイトに本市の情報を掲載し、企業版ふるさと納税の促進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、感染症患者に係る医療費の公費負担、感染拡大の防止対策、試薬等の確保による検査体制の維持や、クラスター対策に努めるほか、医療機関や宿泊療養施設への移送及び自宅療養者への支援、24時間電話相談に対応する受診・相談センターの運営や、円滑なワクチン接種など、引き続き、市民の皆さんの健康を守る体制を確保します。

なお、国の新型コロナウイルス感染症の位置付けが新年度に変更となることや、先々の感染状況を見通すことが難しいことから、今後、予算に不足が生じた際には、必要に応じ適切に対応してまいります。

社会情勢が大きく変化している時代の中にあって、困難を乗り越え、本市が人や企業から「選ばれるまち」であり続けるためには、市役所内の各部門が、市が抱える課題の解決と地域の魅力向上について、常に意識しながら、組織全体として連携して取り組んでいくことはもちろん、行政だけではなく、市民や企業、団体の皆さんと一体となって、歴史ある街並みや港、まちの文化や人々のつながりといった小樽の財産を守り、その価値を更に高めていくことが求められます。

最重要課題である人口減少問題に立ち向かい、ふるさと小樽を活力あるまちとして次世代へと引き継いでいくため、今後とも、市民の皆さんとの対話を重ね、お力添えをいただきながら、「選ばれるまち」の実現を目指して全力で取り組んでまいります。

たいと考えておりますので、議員各位の御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第12号までの令和5年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和5年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、個人市民税、法人市民税などの増収により、2.4パーセント、3億3,220万円増の141億4,750万円を見込みました。

地方譲与税、交付金につきましては、地方消費税交付金、配当割交付金などの増収により、4.8パーセント、1億8,160万円増の39億3,139万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、2.7パーセント、4億2,200万円減の155億円を見込みました。

次に、歳出について経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、人件費で4.4パーセント、扶助費で0.6パーセント、公債費で2.5パーセントの減となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を1.8ポイント下回る50.8パーセントとなりました。

行政経費につきましては、保育所における児童の登降園の管理、保護者との連絡・情報共有などの保育業務や、保育所の入所選考業務を効率化するシステムをそれぞれ導入し、保育士の業務負担軽減と保護者の利便性の向上を図るほか、庁内会議のペーパーレス化を進めるため、タブレットを整備するなど、自治体DXをより一層進める事業に加え、「旧ごみ焼却場解体事業費」や「新総合体育館基本計画策定事

業費」などの皆増に伴い、26.9パーセントの増となりました。

建設事業費につきましては、銭函小学校放課後児童クラブの新築や桂岡小学校の耐震補強等の工事のほか、第3号ふ頭の岸壁改良や小型船だまりの整備事業による増がある一方で、清掃事業所の改修や忍路中央小学校の耐震補強等の工事の終了などにより、1.2パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、「おたるプレミアム付商品券事業費」の皆減などにより、11.7パーセントの減となりました。

維持補修費につきましては、燃料・光熱費の高騰などの影響を受けて「除排雪関係経費」などが増となったことにより、15.3パーセントの増となりました。

積立金につきましては、ふるさと納税の寄附額が好調に推移していることから、「小樽市ふるさと応援基金積立金」、「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金積立金」などが増となったことにより、42.0パーセントの増となりました。

繰出金につきましては、水産物卸売市場事業、水道事業、下水道事業分が減となりましたが、港湾整備事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業、簡易水道事業分で増となり、全体では1.6パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減により、保険給付費が5.1パーセント減の100億2,320万円となる一方、道へ支出する国保事業費納付金は4.7パーセント増の28億5,209万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、国保事業費納付金の増や保険料賦課割合の変更による保険料激変緩和などのため、基金繰入金を1億9,191万円計上し、保険料の総額は0.3パーセント減の16億7,135万円と見込みました。

住宅事業につきましては、「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、引き続き塩谷地区の市営住宅の集約建替えに向け、塩谷B住宅の解体工事を行うとともに、本体の設計等に着手するほか、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、保険給付費は0.7パーセント増の145億3,612万円、介護予防推進のための地域支援事業費は0.9パーセント減の7億3,019万円となりました。また、保険料は0.3パーセント減の26億5,011万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料16億7,034万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金6億473万円及び事務費5,797万円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億5,376万円の増となりました。これは主に、被保険者数の増加に伴い、増となったためであります。

病院事業につきましては、複数回、院内において集団感染が発生したため、患者の受入れ制限などにより、特に入院収益が伸び悩んでおり、不安定な経営を余儀なくされているところであります。

令和5年度におきましては、国の新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが変更となり、この対応に係る影響が不透明ではありますが、地域の基幹病院としての役割を果たすとともに、職員一丸となって経営改善を図りながら、より質の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するため、「第2次小樽市上下水道ビジョン」に基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和5年度末においても資金余剰となる見込みですが、原油価格や物価の高騰による影響を受け、厳しい状況が予想されるため、今後とも更なる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、「第2次小樽市上下水道ビジョン」に基づき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や汚水管などの老朽化した施設を更新するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和5年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に原油価格や物価の高騰により、厳しい状況が予想されるため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量の増加により、手数料収入の増額が見込まれるほか、適切な施設運営を行うための空調設備更新及び計量設備システム改修を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和5年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも事業運営に当たりましては、効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、令和2年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業の工事が着手され、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和5年度末においても過不足は生じない見込みとなっております。

以上の結果、令和5年度の財政規模は、一般会計では590億2,128万7,000円、特別会計では326億5,625万5,000円、企業会計では276億8,417万1,000円、全会計では1,193億6,171万3,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で1.5パーセントの増、特別会計で0.3パーセントの減、企業会計で2.9パーセントの増となり、全会計では1.3パーセントの増となりました。

次に、議案第13号から議案第19号までの令和4年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第13号につきましては、一般会計において、国の補正予算を活用して実施する第3号ふ頭岸壁改良事業に伴う国直轄工事費負担金を令和5年度への繰

越明許費として計上したほか、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。これらについては、国直轄工事費負担金は3月上旬予定の国発注工事の開札までに予算を確保する必要があること、除雪費は今後も継続して除排雪作業を実施する必要があることから、先議をお願いしたいと考えております。

議案第14号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、感染症患者の増加に対応するため、「新型コロナウイルス感染症対策事業費」や「クラスター対策事業費」を計上しました。

また、地域の看護人材確保のため、小樽看護専門学校の運営経費を支援する「看護師養成施設運営支援事業費補助金」を計上したほか、工期の延長に伴い、臨時市道整備事業費や橋りょう長寿命化事業費などで繰越明許費を設定しました。

さらに、決算見込みの精査により、生活保護扶助費や児童扶養手当などを減額いたしました。

歳入では、市税、地方特例交付金及び普通交付税を増額した一方、地方譲与税、法人事業税交付金及び地方消費税交付金を減額したほか、減収補填債を計上し、財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5億7,679万5,000円の減となり、財政規模は、657億2,912万円となりました。

次に、議案第15号から議案第18号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を増額又は減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、住宅事業では、令和5年度に予定している塩谷B住宅の解体工事について、令和4年度の国庫補助金の活用により補助金額の増額が見込まれることから、当該事業費を令和5年度への繰越明許費として計上いたしました。

次に、議案第19号の病院事業会計補正予算について説明申し上げます。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受入れ制限などに伴い、入院収益を減額する一方で、外来患者数や単価においては回復基調であることから外来収益を増額するとともに、病床確保に係る北海道からの補助金を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第20号から議案第43号までについて説明申し上げます。

議案第20号 子ども・子育て会議条例及び児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、こども家庭庁設置法の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当の支給割合に係る独自削減措置を廃止するものであります。

議案第22号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、定年の引上げに伴う暫定再任用短時間勤務職員の待遇改善を図る目的で、その勤勉手当を支給するものであります。

議案第23号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、正規職員の給料月額の上げに準じ、会計年度任用職員の給料月額を引き上げるものであります。

議案第24号 ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案につきましては、企業版ふるさと納税に係る寄附金をふるさと応援基金として積み立てるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、住宅部分の熱の損失の防止に関する誘導基準等が新設されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の区分を追加するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、児童福祉法の一部改正による児童の懲戒の廃止に伴う改正を反映させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等に対し、自動車の運行時に利用乳幼児の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、児童福祉法の一部改正による児童の懲戒の廃止に伴う改正等を反映させるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童健全育成事業者に対し、自動車の運行時に利用児童の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正を行うものであります。

議案第30号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国からの通知を踏まえ、刑事施設等に一定期間拘禁された者を保険料の減免対象に追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、事業内職業訓練センターを移転するとと

もに、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 2 号 道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の一部改正に準じ、第 1 種電柱等の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 3 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 4 号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、子育て世帯向け公営住宅の入居要件等を緩和するとともに、塩谷 B 住宅を用途廃止するものであります。

議案第 3 5 号 総合博物館条例等の一部を改正する条例案につきましては、博物館法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 6 号から議案第 3 8 号までの工事請負変更契約につきましては、旧色内小学校解体工事、忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約をそれぞれ締結するものであります。

議案第 3 9 号及び議案第 4 0 号の動産の取得につきましては、いずれもロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第 4 1 号 副市長の選任につきましては、小山秀昭氏の任期満了に伴い、この間空席としておりましたが、後任として上石明氏を選任するものであります。

議案第 4 2 号 市道路線の認定につきましては、新たに樽川西循環分線を認定するものであります。

議案第 4 3 号 市道路線の変更につきましては、潮見台小学校東通線の終点を変更するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。